

浜脇整形外科リハビリセンター事業運営規程

事業の目的

第1条 医療法人おると会が開設する浜脇整形外科リハビリセンター（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態ある高齢者に対し、適切な（介護予防）通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

運営の方針

- 第2条 事業所の（介護予防）通所リハビリテーション従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を目指す。
2. 事業の実施に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行なうとともに、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等に努め、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 4. （介護予防）通所リハビリテーションの実施に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

事業所の名称及び所在地

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人社団おると会 浜脇整形外科リハビリセンター
- (2) 所在地 広島市中区舟入中町1番7号

従業者の職種、員数及び職務内容

第4条 事業所に勤務する（介護予防）通所リハビリテーション従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|----|----------|
| (1) 管理者 | 1名 | (常勤1名) |
| (2) 医師 | 1名 | (管理者と兼務) |
| (3) 理学療法士 | 5名 | (常勤5名) |
| (4) 介護福祉士 | 1名 | (常勤1名) |
| (5) 介護アシスタント | 1名 | (常勤1名) |

営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間

1単位) 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分迄とする。

(3) サービス提供時間

1単位) 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分迄とする。

指定(介護予防)通所リハビリテーションの利用定員

第6条 指定(介護予防)通所リハビリテーションの利用定員は

1単位) 40名 とする。

指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容

第7条 指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康チェック (2) 器械運動、体操
(3) 理学・作業療法、物理療法

利用料その他の費用の額

第8条 指定(介護予防)通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

通常の実業の実施地域

第9条 事業所の通常の実業の実施地域は、広島市内(安佐北区除く)・府中町とする。但し、通常の実業の実施地域以外にも相談に応ずる。

サービス利用に当たっての留意事項

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のための事業所に協力しなければならない。
(2) 身上に関する重要な事項が生じた時は、速やかに管理者に届出なければならない。

非常災害対策

第11条

1. 事業所は、非常災害に備えて、消防計画・風水害・地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上、避難・救出その他必要な訓練を行う。
2. 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

虐待防止のための措置

第12条

1. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

身体拘束等の禁止

- 第13条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下『身体拘束等』という）を行わない。
2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする

ハラスメント対策の強化に関する事項

- 第14条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる

個人情報保護

- 第15条 利用者またはその家族の個人情報について『個人情報の保護に関する法律』及び厚生労働省が作成した『医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス』を遵守し適切な取扱いに努めるのみとする。
2. 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護保険サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 3. 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

衛生管理等

第16条

1. 事業所は、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療用具やリハビリ機器の管理を適正に行なうものとする。
2. 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

事業継続計画の策定等

第17条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下 業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

苦情処理対応等

第18条 事業所は、利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。またその内容について記録するものとする。

その他運営に関する重要事項

第19条

- 1.事業所は、全ての（介護予防）通所リハビリテーション従業者に対し、質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - （1）採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - （2）継続研修 年1回
 - （3）その他の研修（認知症介護にかかる基礎的な研修含む）
- 2.認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 3.従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 4.この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人おると会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

1. 平成 17 年 7 月 11 日 一部改正
2. 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正
3. 平成 17 年 10 月 1 日 一部改正
4. 平成 17 年 11 月 7 日 一部改正
5. 平成 18 年 4 月 1 日 一部改正
6. 平成 18 年 8 月 1 日 一部改正
7. 平成 19 年 5 月 1 日 一部改正
8. 平成 19 年 10 月 1 日 一部改正
9. 平成 20 年 2 月 1 日 一部改正
10. 平成 21 年 8 月 1 日 一部改正
11. 平成 23 年 5 月 2 日 一部改正
12. 平成 24 年 4 月 2 日 一部改正
13. 平成 24 年 9 月 3 日 一部改正
14. 平成 26 年 4 月 1 日 一部改正
15. 平成 26 年 7 月 1 日 一部改正
16. 平成 26 年 10 月 1 日 一部改正
17. 平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
18. 平成 27 年 8 月 1 日 一部改正
19. 平成 28 年 4 月 1 日 一部改正
20. 平成 28 年 8 月 15 日 一部改正
21. 平成 29 年 6 月 21 日 一部改正
22. 平成 30 年 4 月 1 日 一部改正
23. 令和 元年 5 月 7 日 一部改正
24. 令和 元年 10 月 1 日 一部改正
25. 令和 2 年 4 月 1 日 一部改正
26. 令和 3 年 4 月 1 日 一部改正
27. 令和 3 年 8 月 1 日 一部改正
28. 令和 6 年 6 月 1 日 一部訂正
29. 令和 7 年 8 月 1 日 一部訂正
30. 令和 7 年 10 月 1 日 一部訂正